



公益財団法人 砂原児童基金

校外教育スポーツ奨学金事業

(学習塾・スポーツ教室等の支援)

令和8年度奨学生募集

募集期間 令和7年11月1日(土)～令和7年12月15日(月)必着

募集対象 香川県下の中学生・高校生 (令和8年度4月時点)

事業の目的

香川県内にお住まいの中学生・高校生を対象に、経済的な理由により、学習塾やスポーツ教室等、学校外での教育・活動を十分に受けることが難しい方を支援するため、当財団では月謝や教材費等にかかる費用を助成する奨学金事業を実施しております。本奨学金は返還の義務がなく(給付型)、児童・生徒ご本人および保護者の皆さまの「学びたい」「学ばせたい」という意欲・熱意を応援することを目的としています。助成金は、原則として当財団から、学習塾や教室等のサービス提供者へ直接お支払いします。

対象となる活動

本奨学金の助成対象となる校外教育・スポーツ活動は以下のとおりです。

- ① 学科学習 学習塾、予備校など、学校教育に関連した教科学習支援
- ② スポーツ活動 空手、柔道、剣道、サッカーなどのスポーツ教室

※通信教育、自宅でのeラーニング等には利用できません。

※その他、当財団が不適当と判断した教育サービスについても助成対象外といたします。

**返済不要
給付型助成金**

※受け取りには審査がございます。

対象者

本奨学金の申請対象者は、以下のすべての条件を満たす方です。

- ① 香川県内の中学校または高等学校に在学していること

保護者や本人に強い意欲があるにもかかわらず、校外教育やスポーツ活動への支出が困難であると当財団が認めた方。

- ② 世帯収入が当財団の定める「世帯収入基準額以下であること」

生徒が属する世帯の前年の収入・所得状況が、当財団の定める基準に照らして、助成が適当と認められること。

※世帯収入の基準額については、右記の「世帯収入基準額表」をご参照ください。

- ③ 他の給付型奨学金を受給していないこと

貸与型奨学金および国・県・市町が実施する給付型奨学金との併用は可能です。

- ④ 有償の校外教育・スポーツ活動を現在行っていない、または1つのみ行っていること(継続中でも応募可能です)

※経済的な理由などにより、継続や新たな受講が難しい状況にある方を主に対象としています。

世帯収入基準額表

世帯人数	給与所得の場合 (世帯所得合計)	営業等所得の場合 (世帯所得合計)
2人	3,200,000円	2,800,000円
3人	3,850,000円	3,250,000円
4人	4,300,000円	3,700,000円
5人	4,750,000円	4,150,000円
6人	5,200,000円	4,600,000円
7人以上	1人増すごとに45万円加算	

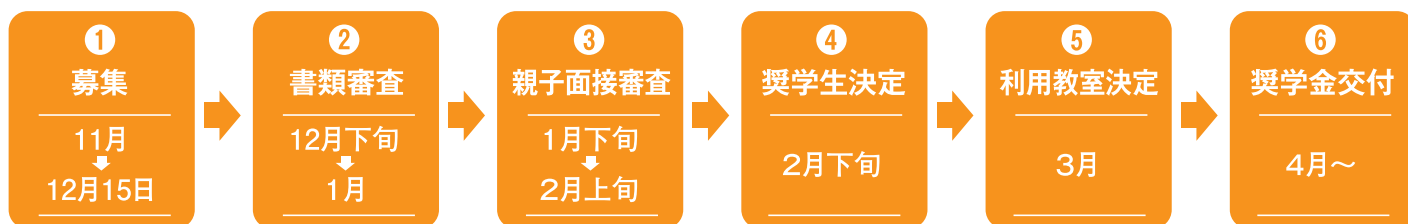
定員及び奨学金提供額

中学1,2年生及び高校1,2年生 1人月額20,000円上限

中学3年生及び高校3年生 1人月額30,000円上限

合計
50人以内

奨学金交付決定までの流れ



申請手続き

下記の①～④までの書類をすべて、財団事務局までご送付ください。①②の書類は、財団のホームページからダウンロードできます。なお、同一世帯の兄弟姉妹が申請する場合は、②保護者アンケート、③住民票の写し、④課税証明書は世帯で1部の提出でかまいません。 ※詳しくは、財団ホームページに掲載の要項をご覧ください。

<http://s-jidoukikin.or.jp>

砂原児童基金



① 校外教育スポーツ奨学金事業 奨学生申請書

◎中学1・2年生、高校1・2年生用(第2号様式)

◎中学3年生、高校3年生用(第3号様式)

申請書は記入例をよく確認し、もれなく自筆でご記入ください。

② 保護者アンケート(第4号様式)

◎すべての項目に必ずご回答ください。

申請者の家庭状況やご意向を把握するための重要な書類です。

経済的な状況や習い事が続けられない理由など、できるだけ具体的かつ詳しくご記入ください。

③ 住民票の写し(コピー不可)

◎世帯全員の記載があるもので、発行日は2025年10月以降のものに限ります。

④ 令和7年度分課税証明書 (令和6年の所得を証明するもの)

◎住民票に記載されている18歳以上(2025年3月31日時点)の世帯全員分が必要です。

◎令和7年1月1日にお住まいだった市区町村が発行した課税(所得)証明書をご提出ください。

◎所得がない場合でも、必ず課税証明書を取得しご提出ください。

◎18歳未満の方の課税証明書は不要です。

ご注意事項

住民票の内容と実際の生活状況が異なる場合や、一時的に生活保護制度を利用している場合は、申請時に「申立書」の提出が必要です。詳しくは財団ホームページの「奨学生募集要項」にてご確認ください。申請書の記入や親子面接への参加が難しい場合は、医師・教師・ソーシャルワーカーなどの推薦書があれば応募可能です。ただし、推薦書があっても選考の結果、不採用となることがありますのでご了承ください。書類に不備や誤りがある場合、申請が受理されないことがあります。ご提出前に必ずご確認ください。何かご不明な点がございましたら、どうぞお気軽に財団事務局までお問い合わせください。

奨学金
交付期間

(2026年)

(2027年)

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)まで

※支給継続の可否は、学期末ごとの親子面接および「学業成績証明書」「生活状況報告書」の提出に基づき判断します。

申込み・問合せ先



公益財団法人 砂原児童基金

申請書類は、当財団HP「各種申請書のダウンロード」からダウンロードしていただけます。

また、当財団へご連絡いただければ申請書類一式をご自宅へ郵送することも可能です。お気軽にお問合せください



s-jidou@s-jidoukikin.or.jp



tel.087-837-2230

〒760-0004 香川県高松市西宝町3丁目6番22号 FAX.087-837-2228 受付時間／月～金曜日 9時～18時